

竜王に転入される新婚世帯の生活を応援します！

1 対象者

次の要件をすべて満たす新婚世帯

要件1	令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出・受理される(された)ご夫婦
要件2	令和7年1月1日から令和8年3月31日までに町外から転入される(された)ご夫婦
要件3	転入後、5年間は在住することを誓約できるご夫婦
要件4	婚姻届出時のご夫婦の年齢がお二人とも40歳未満
要件5	ご夫婦の所得の合計が500万円未満 ※直近の所得証明書等で確認します。 ※貸与型奨学金の年間返済額は控除ができます。

2 対象事業および対象金額

対象金額の合計額のうち、令和7年4月1日から令和8年2月末日までに支払い済みの金額と下記の年齢別の上限額を比較して、いずれか低い方の金額を交付額とします。

対象1	住宅の新築、購入、リフォーム費用の20%以内 ・ご夫婦が町内に居住するための新築工事費または住宅取得にかかる購入費(土地代は省く)、 リフォーム費
対象2	家賃の最大6か月分の50%以内 ・町内物件で、月額45,000円以上、10か月以上の賃借契約であること。 ・勤務先等からの住宅手当額を除きます。
対象3	引越費用の50%以内 ・町内への転入に要した引越費用であること。
※年齢別の上限額 ご夫婦ともに30歳未満 上限60万円 ご夫婦ともに40歳未満 上限30万円	

※建設計画課が実施する「竜王町若者定住のための住まい補助金」と比較して、上限額の高い方をご利用ください。併用はできませんのでご注意ください。

3 お問合せ先

健康推進課 こども家庭支援室 TEL 0748-58-1006